

令和5年度西目屋村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、村のすべての機関が行う物品等の調達に適用する。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型、B型）

(2) 障害者基本法（昭和45年法第84号。）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 次の要件をすべて満たす重度障害者多数雇用事業所

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 物品等調達の基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、調達の推進の意義を踏まえ、村の調達に関する他の施策との調和を図り、調達の推進に努めるものとする。

(2) 担当課は、調達を円滑に進めることができるよう各課等に情報提供を行うこととし、分野を限定することなく調達できるよう努めるものとする。

6 調達の推進方法

(1) 各課等が前項に基づき、障害者就労施設等からの調達事務を行うものとする。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に配慮するよう努める。

(3) 物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等に対し、可能な限り調達内容の仕様を分かりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に努める。

7 調達の目標

令和5年度調達目標は、前年度の実績を上回るよう努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針の担当課は、住民課とする。

(2) 調達方針の策定又は見直しを行ったときは、速やかに公表する。

(3) 調達実績については当該年度の終了後、速やかに住民課で概要をとりまとめ、公表する。

附 則

1 この調達方針は、令和5年4月1日から施行する。

2 この調達方針は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。